

令和7年度
府中市民設民営学童クラブ 募集要項

府中市子ども家庭部児童青少年課
令和7年7月

目次

1 募集の目的	3
2 提案条件	3
3 応募条件	4
4 応募手続	8
5 応募書類	8
6 補助対象者の選定	1 2
7 最終決定	1 2
8 結果の通知	1 2
9 補助金額	1 2
1 0 その他	1 3
1 1 問合せ	1 3

1 募集の目的

府中市では、就労などの理由により、保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）の充実に向けて取り組んでいます。

当該事業については、社会情勢の変化などから、本市においても需要が増加しており、公設の学童クラブは単純定員（育成室の床面積を1.65㎡で除して算出した値）を大幅に超過し、適正な育成面積の確保が喫緊の課題となっています。

このような背景を踏まえ、令和7年度に民設民営学童クラブ施設整備事業費補助金を創設しました。

この要項ではこの補助金を活用して令和8年4月1日に学童クラブを開設し、運営する事業者を募集します。

なお、本補助金は、放課後児童健全育成事業にかかる部分の補助金であり、放課後児童健全育成事業以外の多様なサービスや多様な活動は補助対象となりません。

2 提案条件

(1) 提案内容

民設民営学童クラブ（民間事業者が設置し、運営する放課後児童健全育成事業）の開設及び運営についての提案であること。

なお、放課後児童健全育成事業は必ず実施したうえで、公設学童クラブでは提供していない、夜7時以降の延長育成や長期休業期間中の昼食の提供、送迎サービスなどの多様なサービスや、学習塾、各種スポーツ・アート活動などの多様な活動について数多く提案すること。

(2) 開設時期

令和8年4月1日

(3) 開設場所

府中市立府中第一小学校周辺約500m以内であり、かつ当該小学校学区域内に開設すること。（府中駅周辺が望ましい）

(4) 入会対象学区

主な入会対象学区の児童は府中市立府中第一小学校学区の児童とし、定員に空きのある場合のみ他学区の児童の受け入れを可とする。

(5) 募集数 1か所

令和7年度中に開設準備をし、令和8年4月1日から運営を開始する民設民営学童クラブを対象とする。

3 応募条件

(1) 応募者の要件

以下の①～③の条件を全て満たすことが必要です。

- ① 法人であること（法人設立中を含む）。
- ② 過去5年以内に、学童クラブ、認可保育事業、児童館、放課後子ども教室又は学童クラブ類似事業等のいずれかの運営を継続して2年以上履行した実績を有していること（地方公共団体等からの学童クラブ運営業務の受託や指定管理者としての運営も含みます）。
なお、法人設立中の場合は、法人の前身となる個人または団体の実績による。
- ③ 法人及びその代表者が、次の事項に該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当するもの。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条1項第2号の規定による暴力団等の構成員を役員、代理人、支配人その他を含め使用しているもの。また、法人の役員または使用人が、暴力団員との関与があると認められるもの。
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく再生手続開始の申立ての手続きをしているもの。
 - エ 国税又は地方税を滞納しているもの。

(2) 提案事業の条件

以下の条件をいずれも満たしていること。

<放課後児童健全育成事業>

- ・ 放課後児童健全育成事業開始届がただちに提出できる程度に、届出事項の各種要件を準備したうえで応募すること（補助対象者として決定後、速やかに開始届を府中市長へ届け出ること）。
- ・ 多様な活動を求めているのは放課後児童健全育成事業以外の部分であることに留意のうえ、放課後児童健全育成事業に該当する部分に関しては、厚生労働省「放課後児童クラブ運営指針の改正について」「同解説書」等に準拠し、公設学童クラブと同等またはそれ以上のものとする。

<施設・設備>

- ・ 府中市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例を満たしているほか、建築基準法や消防法等、各種法令等を遵守すること。
- ・ 専用区画（遊び及び生活の場としての機能並びに静養をするための機能を備えた区画）において、児童1人につき1.65㎡以上の有効面積を確保すること。

- ・応募時点で、放課後児童健全育成事業所（以下、「施設」と略す）の確保は必要ないが、補助金の交付決定後、民設民営学童クラブ開設前日までの間に施設の整備を完了すること。
- ・施設については、所有又は賃貸借等（賃貸借、使用貸借、地上権などにより、法的な占有権限があること）とすること。
- ・施設を賃貸借等により確保する場合は、場所を特定すること。

※採点にあたっては、上記以外の、立地・施設・設備等の提案内容も採点対象とします。

<運営関連>

- ・支援の単位は1とすること。
- ・開所日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までを除いて開所する公立学童クラブの開所日に準じること。
- ・対象児童は公設学童クラブと同様とすること。ただし、定員に余裕がある場合は高学年（4年生以上）も対象とすることができる。

◆公設学童クラブの対象児童

- ・放課後帰宅しても、保護者が仕事や病気などのために適切な監護が受けられない児童
- ・小学校在籍の1年生から3年生まで（心身に障がいのある児童は6年生まで）の児童を優先的に受け入れ、定員に余裕がある場合は高学年（4年生以上）も対象とすることができる。

- ・入会資格は公設学童クラブと同様とすること。

◆公設学童クラブの入会資格

①市内に住所のある小学校1年生から6年生までの児童で、集団での育成が可能であること。

②保護者が次のアからキまでのいずれかの理由で、下記の状況にあること。

- ・正午から午後6時までの間に4時間以上児童の監護ができない
- ・上記のような日が月14日以上ある

〈児童監護不可理由〉

ア 外勤労働に従事している、就労している方

イ 自営労働に従事している方（例：個人事業主、フリーランス）

ウ 病気・身体障害などがある方

エ 家族の看護・介護をしている方

オ 就学している方

カ 出産予定の方

（出産前後の2か月間の入会が可能です。例：6月出産予定の場合、4月1日から8月31日まで入会可能）

キ ひとり親家庭で就職活動中の方

(入会后3か月まで入会が可能です。勤務先が定まった場合、入会要件を勤務要件に変更して継続してご入会いただけます。)

※各児童監護不可理由の確認ができる入会要件証明書類(就労証明書等)の提出を求め、入会資格があるかの審査を行います。

※入会后、入会資格に該当しなくなった場合は退会となります。

- ・ 事業所に従事する放課後児童支援員のうち1人は、常勤職員とすること。
- ・ 入会期間は4月から翌年3月までの1年間とし、毎年入会児童を募集すること。

また、府中市では年間を通じて途中入会の申込みを受け付けており、入会は各月1日付か15日付のいずれかとしているため、定員に余裕がある場合は途中入会の申し込みに対応できるようにすること。

- ・ 開所時間は公設学童クラブと同様又はそれ以上とすること。また、市立小学校等の休校日(長期休業期間、運動会等の振替休日等)に対応した1日育成に対応できるようにすること。

さらに、感染症による学級閉鎖または学校閉鎖時にも1日育成に対応できるようにすること。

- ・ 小学校の授業がある日は下校から午後7時以降まで、小学校の授業がない日は午前8時から午後7時以降まで開所すること。

◆公設学童クラブの開所時間

	午前8時		6時	7時
小学校の授業がある日 (例：平日、土曜授業日)				下校～午後7時
小学校の授業がない日 (例：長期休暇、振替休日等)	午前8時～午後7時			

※上の表にて斜線となっている午後6時から午後7時は、延長育成の時間となります。

- ・ 定員は40人以下とすること。
- ・ 運営に当たっては、国・都・市の各補助金要綱及び実施要綱を必ず充足する運営を行うこと。いずれかの補助金要綱等を逸脱した運営をした場合、補助金の全部が支給されなくなる場合があるので留意すること。
- ・ 開所後10年以上運営を行うように努めること。
- ・ 入会児童の募集・選考・決定は、事業者の負担において実施すること。
また、入会選考は客観的な基準によるものとし、基準は公表すること。
- ・ 放課後児童健全育成事業の部分に関する育成料は市の公設学童クラブと同額とすること。ただし、放課後児童健全育成事業ではあるが公設学童クラブで

提供されていない部分に関する育成料等、及び、放課後児童健全育成事業に該当しない部分の費用については事業者の任意で決めることができる。

- ・ 育成料、費用については、放課後児童健全育成事業とそれ以外の部分について、育成料、費用をそれぞれ分けて示し、包括的な金額設定としないこと。
- ・ 放課後児童健全育成事業以外の部分においては、その利用の有無は保護者・児童の選択とすること。

◆公設学童クラブの育成料等

① 育成料・間食費

育成料	間食費	合計
5,000円	1,800円	6,800円

② 延長育成料

利用区分	スポット利用	月額利用
延長育成料	1回当たり400円 (お支払い金額＝利用回数×400円)	月額2,000円 ※利用の有無に関わらずかかります

※ 放課後児童健全育成事業の部分に関する育成料は市の公設学童クラブと同額とすること。ただし、放課後児童健全育成事業ではあるが公設学童クラブで提供されていない部分に関する育成料等、及び、放課後児童健全育成事業に該当しない部分の費用については事業者の任意で決めることができる。

<市との関係>

- ・ 平常時・緊急時に市と連絡を密に取り、市の子育て行政に協力できるようにすること。
- ・ 毎月1日時点の職員数、入会児童名簿、新規入会者・退会者氏名を、毎月5日までに市に提出すること。
- ・ 新年度の入会児童は、入会予定児童を1月末までに決定し、入会者名簿を市に提出すること。その後も増減があれば逐一市に連絡すること。
- ・ 児童の名簿情報（個人情報）を市へ提供することについて、事業者側で予め保護者の同意を得ること。なお、放課後児童健全育成事業以外の部分のみ利用する児童が入会しても差し支えないが、放課後児童健全育成事業の入会児童数としてはカウントしないこと。
- ・ 毎年4月1日までにその年度の職員名簿及び放課後児童支援員名簿を市に提出すること。
- ・ 補助金の申請書類及び必要書類の提出については、市から案内があり次第、速やかに応じること。また、補助金の検査・調査には必ず応じること。
- ・ 市が行う公設学童クラブの入会募集時に、民設民営学童クラブの情報提供も併せて行うため、広報資料の提供等に承諾すること。

<その他>

- ・ 提案書に記載した事項は、補助対象者の決定を受けた場合、全て実施する

こと（市との協議により事業内容が変更となる場合あり）。

- ・ 二重補助を避けるため、原則として、民設民営学童クラブと公設学童クラブの重複入会は不可とする。
- ・ 民設民営学童クラブで購入する物品・消耗品・おやつ等は極力府中市内で調達するように努めること。

4 応募手続

(1) 応募の流れ

- ① 募集要項の配布（質問受付開始） 令和7年7月1日（火）から
- ② 質問締切日 令和7年7月18日（金）まで
※質問は「11 問合せ」記載のメールアドレス宛にお願いします。
- ③ 質問回答日 令和7年7月31日（木）まで
- ④ 申請期限 令和7年8月22日（金）まで
- ⑤ 選定の実施 令和7年9月中旬
- ⑥ 選定結果の通知 令和7年10月上旬

(2) 手続き

- ① 募集要項の配布
府中市ホームページからダウンロードすること。
- ② 申請期限
令和7年8月22日（金）までの午前8時30分から午後5時までに、下記の書類を府中市こども家庭部児童青少年課へ持参すること。
※持参される際は、必ず事前に児童青少年課に持参される日時を連絡してください。

5 応募書類

(1) 応募書類の提出部数・留意事項

- ・ A4版縦型のフラットファイルなどでまとめ、5部提出してください。また、表紙及び背表紙には事業者名を記載し、応募書類の項目ごとにインデックスを付けてください。
- ・ 応募書類は返却しません。
- ・ 府中市から追加書類の提出を求めることがあります。
- ・ 応募書類の著作権はそれぞれの事業者に帰属します。なお、今回提出された資料については、審査後に情報公開の対象とさせていただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 応募書類は任意様式となります。

(2) 応募書類の内容

No	提出書類	記入内容等
1	法人の基本情報	法人の名称 法人の所在地

		代表者氏名 設立年月日 資本金又は基本財産 職員数 連絡先電話番号・メールアドレス 担当者氏名
2	定款	最新のもの
3	同類又は類似施設の管理運営実績	運営実績を示す書類を添付すること
4	法人運営の理念等	法人運営に関する基本的な考え方・理念 ※学童クラブのことではなく、あくまでも法人に関する記事を記載
5	法人の予算書・決算書	直近の3年分
6	資金計画・収支計画	令和7年度から5年分（民設民営学童クラブに関するもの）
7	借入金等返済（償還）計画	事業者全体の借入金等について、金融機関等別の借入金等の内容、完済（償還）予定年月、年間返済（償還）予定額（元利）を記載してください。また、当該新規開設予定施設の設置に係る借入金も記載してください。
8	基本情報	民設民営学童クラブに関する以下の情報 ア 名称 イ 所在地 ウ 入会対象学年 エ 入会対象学区 オ 入会資格 カ 入会期間 キ 開設時間と休日（延長時間を含む） ク 定員
9	施設案内図	近隣の状況が分かるもの（地図等）を添付すること
10	施設平面図	平面図は以下の事項が分かるものとする。 ア 施設の構造、建築年月日 イ 施設の延床面積 ウ 各部屋の用途 エ 各部屋の床面積（占有面積）

		<p>オ 各部屋の有効面積（想定している家具等を仮に設置した場合の想定有効面積で可）</p> <p>カ 各部屋に設置する設備・家具・機器、備品等（主要なもののみで可）</p> <p>※ア～オの情報を1枚の平面図にまとめる必要はなく、複数枚に分かれても可</p>
11	<p>（所有の場合）施設の土地・建物登記簿</p> <p>（賃貸の場合）賃貸借契約書</p> <p>※契約に至っていない場合は、契約書案や賃借料見積書など</p>	<p>賃貸等の場合、所有者との間でその物件で民設民営学童クラブを実施することについて合意ができていることを証明する書類も添付すること</p>
12	開設スケジュール	<p>補助対象者決定から開設までのスケジュール案（施設整備、人材募集、児童募集、保護者説明会等）</p>
13	提案事項	<p>ア 概要</p> <p>民設民営学童クラブを実施するにあたり、どのような施設を運営したいのか等について、方針やイメージを記載</p> <p>イ 運営方針</p> <p>学童クラブ運営の具体的な考え方及び内容を記載</p> <p>（例）育成方針、年間行事予定、1日の生活の流れ、遊びの内容、（発達）障害のある児童への対応等</p> <p>※多様な活動やサービスの内容については別項で記載するので、イでは放課後児童健全育成事業の範囲内のことを記載する。</p> <p>ウ 学童クラブの運営について、開所施設へのバックアップ体制</p> <p>エ 人材育成の方針（研修体制）</p> <p>オ 職員配置案</p> <p>想定している職員配置及び勤務体制（シフト表）（学期中（平日・土曜日）・三期休業中）について、以下3項目を含めて記載すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職名（施設長・副施設長等）

	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童支援員資格の有無 ・常勤・非常勤の有無 カ 事故防止対策・感染症予防対策 キ 登館・下館に関する安全対策 <ul style="list-style-type: none"> ・学校終了後 学童クラブまでの安全な移動についての対策 ・学童クラブ終了後、自宅までの安全な帰宅についての対策 ク 連携について 以下2項目を含めて記載すること <ul style="list-style-type: none"> ・保護者との連携 ・学校との連携 ケ 近隣住民との良好な関係を維持するための配慮方策 コ 危機管理について 苦情対応、災害時の対応、不審者対応等、個人情報保護や虐待案件等への対応等。 サ 入会基準 <p>定員を超える入会申請があった場合、どのような基準（優先順位）で児童を入会させるか、基準（案）を提示すること。</p> シ 多様なサービスに関する提案（事業内容・人員配置等） <p>日常育成（遊ぶ・くつろぐ・自主的に活動する・静養する・生活の節目に行う行事等）に含まれておらず、かつ、習い事に含まれないもの。ただし、ここで提案したサービスは、補助金交付決定後、必ず実施しなければならない。</p> <p>（例）延長育成、祝日・日曜育成、送迎、スポット利用、食事の提供、中抜け利用等</p> ス 多様な活動に関する提案（事業内容・人員配置等） <p>いわゆる習い事に含まれるもので、かつ、日常育成にも含まれないもの。ただし、ここで提案した活動は、補助金交付決定後、必ず実施しなければ</p>
--	---

		<p>ならない。</p> <p>(例) 学習指導(塾的なもの)、語学、スポーツ、ダンス、音楽・芸術活動、クッキング、サイエンス、野外活動、通信教育</p> <p>※シとスのどちらに属するか、判断つきかねる事項については、シとスのどちらに記入しても可。</p>
14	費用	<p>放課後児童健全育成事業に関する部分、シに記載した多様なサービス、及び、スに記載した多様な活動それぞれの費用を分けて示すこと。</p>

6 補助対象者の選定

(1) 補助対象者の選定方法

補助対象者は審査に基づき決定します。

審査は書類審査によりますが、場合によっては予定施設の現地確認等を実施します。

(2) 審査の内容

補助対象者は、主に以下の内容を審査し、選定します。

なお、③については、採点基準を設けて採点し、点数の高い順に採択します。

- ① 提案内容の各種法令・各補助金要綱等に適合していること
- ② 本募集要項「3 応募条件」を満足していること
- ③ 応募書類の記載内容・提案内容

※主に立地条件、運営事業者、施設、職員配置、提案内容について審査します。

(3) 登録台帳への登載

応募事業者を、審査により獲得した点数(指数)の高い順に、補助対象者登録台帳(以下「登録台帳」といいます。)に登載します。

ただし、府中市が設定する基準以下の点数(指数)となった事業者は登載しません。

7 最終決定

登録台帳の順位の上位のものから順次補助対象者を決定します。

8 結果の通知

審査結果は、応募事業者に文書で通知します。

9 補助金額

補助対象者には、開設準備経費として最大1,260万円、開所前賃借料とし

て最大75万円を補助します。

開設準備経費は、放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要となる民家、アパートなどの既存施設の改修（耐震化等の防災対策や防犯対策を含む。）を行った上、必要に応じ設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業並びに開所準備に必要な経費（礼金・賃借料（開所前月分））に使用できます。建物の建設費は対象となりません。

開所前賃借料は、開所準備に必要な開所前賃借料3か月分（開所前年の12月分から開所年の2月分まで。礼金及び開所前月分賃料は除く。）に使用できます。

なお、学童クラブの運営事業費についても補助制度の創設を検討しています。

また、東京都認証学童クラブ事業の運営基準を満たす事業所については、運営基準を満たすために必要となる経費の一部を補助することを検討しています。

東京都認証学童クラブ事業の運営基準については東京都の要綱をご確認ください。

※創設予定の運営事業費にかかる補助制度については、「(別紙1)【運営事業費】補助メニュー及び補助金額等について(案)」をご覧ください。

10 その他

応募に当たっては、「府中市民設民営学童クラブ施設整備事業費補助金交付要綱」、「府中市補助金等交付規則」、「府中市立学童クラブ条例」、「府中市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」、「民設民営学童クラブFAQ」等も確認してください。

追加情報がある場合は、随時、府中市ホームページに掲載します。

11 問合せ

府中市子ども家庭部児童青少年課放課後児童係

〒183-8703 東京都府中市宮西町2-24

電話番号 042-335-4300

FAX 042-365-9983

メールアドレス jidou01@city.fuchu.tokyo.jp